

第3章 計画の推進

計画の推進

計画の推進

施策

基本計画

7-1.
開かれた市政
の推進

相互理解を深め市民主体の市政を推進します

1. コミュニケーション型広報の推進
2. 情報提供メディアの複合的な利活用
3. 対話型広聴の推進
4. 情報公開制度等の充実

7-2.
効果・効率的
な自治体経営
の推進

効果・効率的な自治体経営を進めます

1. 質の高い行政運営
2. 組織の効率化と職員の育成
3. 健全財政の維持
4. アセットマネジメントの推進
5. 広域行政の推進

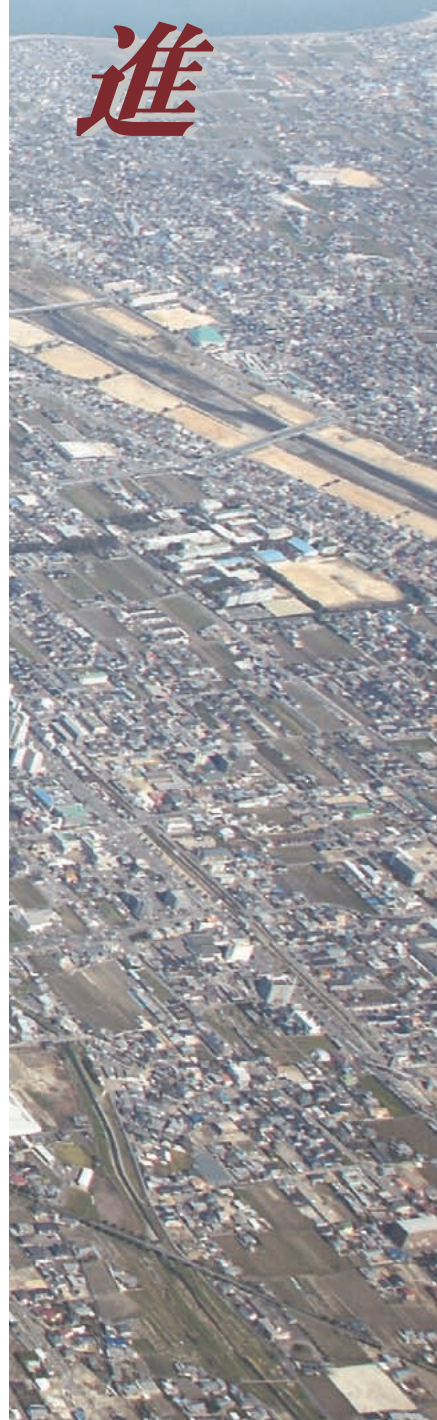
7-3.
情報通信技術
(ICT)の
利活用と市民
サービスの向
上

利便性が高く質の高い行政サービスを提供します

1. 行政機能の向上
2. デジタル基盤の整備
3. 情報セキュリティ対策の推進

7-4.
新市建設計画
の推進

新市建設計画（後期計画）を着実に推進します



開かれた市政の推進

望ましい姿 相互理解を深め市民主体の市政を推進します

取組方針

- ①多くの市民が、ホームページを見ることが可能となったという利点をいかし、写真等を活用したビジュアルな情報内容かつタイムリーな情報提供を図ります。広報番組においては市民参画など市民にとってより親しみのある番組づくりに取り組みます。また、市政だよりという紙媒体による特性をいかした広報により、情報提供を継続して行います。
- ②メールマガジン登録者数の増加を図るとともに、迅速、的確かつ積極的な情報発信に努めます。また、CATV、インターネットによる市議会中継を継続するとともに、市議会に関する情報提供の充実に努めます。
- ③積極的に住民参加型の集会等を開催し、校区の実情に応じた弾力的な運用に努め、地域課題の解決に取り組みます。
手紙、メール等による市民からの意見については、より多くの意見が寄せられるよう対話型の広聴の推進に取り組み、市政に対する市民の理解を得られるような体制づくりを行います。
- ④情報公開制度のさらなる充実に努めます。また、審議会等の公開や審議会等委員の市民公募、パブリックコメント*提出数の増加のための取組を行います。

現況と課題

- ・パソコン・携帯電話等の新たな情報提供メディアの急速な普及に伴い、それらの利点をいかした情報提供が求められています。
- ・CATVによる広報番組については、市民参加型番組等、親しみのある番組づくりが求められています。
- ・市政だよりについては、紙媒体の特性をいかした広報が求められています。
- ・まちづくり校区集会を毎年市内 18 校区において開催していますが、参加者が各種団体役員などに固定化されているため、広く市民が参加できるようにするための取組を行う必要があります。
「市長への手紙・メール」等において市政への意見を受け付けていますが、匿名による投書が多いため、市民と行政が相互理解を得るための効果的な手段を考える必要があります。
- ・審議会等の公開や審議会等委員の市民公募、パブリックコメントなどの施策を行っていますが、さらに市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し公正で開かれた市政の推進が求められています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■委員公募している審議会等の割合	16.6% (平成 21 年度)	30.0%
■メールマガジン情報発信数	103 件 (平成 21 年度)	200 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ ホームページアクセス件数	350 万件 (平成 21 年度)	430 万件
■ メールマガジン登録者数	2,191 人 (平成 21 年度)	4,000 人
■ 市政に関する情報提供や情報公開に対する市民満足度	40.0% (平成 20 年度)	50.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
7-1-1 コミュニケーション型広報の推進	○	・ 市政だより・ホームページ・広報番組による市政情報の発信 ・ 全国「にいほま倶楽部」*の充実
7-1-2 情報提供メディアの複合的な利活用		・ メールマガジンによる積極的な情報発信 ・ 議会の放映
7-1-3 対話型広聴の推進		・ まちづくり校区集会の開催 ・ 市長への手紙、メール等の実施
7-1-4 情報公開制度等の充実		・ 情報公開の推進 ・ パブリックコメントの実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市政情報を、わかりやすく積極的に提供します。
市民	利用できるツールを利用し、情報入手を行い、市政に対する幅広い意見を提出します。
事業者	利用できるツールを利用し、情報入手を行い、市政に対する幅広い意見を提出します。



▲まちづくり校区集会



▲市政だより

効果・効率的な自治体経営の推進

望ましい姿 効果・効率的な自治体経営を進めます

● 取組方針

- ①効果・効率的な行政運営のため引き続き事務事業評価を実施し、長期総合計画に位置付けられた施策の達成度を管理するため施策評価への取組を行います。
新行政改革大綱の実施計画達成に向けた進捗管理の徹底を図ります。また、事業決定過程で市民の声を反映するため、引き続き補助金公募制度、パブリックコメントを実施します。
- ②定員管理について、より詳細な分析を進め、継続した適正な定員管理を行います。
職員の資質・能力向上を図るため各種研修を継続的に実施し、新たな行政需要・市民ニーズに対応できる職員の育成を図ります。
- ③バランスのとれた財政運営に向けて、適正で正確な収入を見込み、見込んだ歳入の範囲内での歳出予算を編成します。
一般財源のさらなる確保に向けて、広告事業の拡大、徴収率の向上、資金運用の効率化などに取り組みます。
- ④安全で安心な公共施設の整備に努めるとともに、効率的な管理を実施し、施設の有効活用と更新費用の平準化による財政負担の軽減を図ります。
- ⑤広域行政については、東予圏域での連携も視野に入れ、発展的事業展開ができるよう検討します。

● 現況と課題

- ・行政活動の結果を正しく評価し、事務事業の見直し等、行政活動の改善を図るため、事務事業評価を行っていますが、長期総合計画の達成度管理を行うため、施策評価の実施について検討する必要があります。
- 行政改革大綱2007の実施計画の達成に向け、年度ごとの目標を設定し取り組んできましたが、引き続き、新行政改革大綱に基づき行政経営改革に取り組み、効果・効率的な行政運営システムの確立を目指す必要があります。
- 事業の決定過程で幅広く市民の声を反映させるため、補助金公募制度やパブリックコメントを実施しており、今後も引き続き取り組む必要があります。
- ・定員管理調査に基づき人員配置を行っていますが、健全な財政運営のために引き続き適正な定員管理を行う必要があります。また、様々な行政課題や複雑・多様化する行政需要に対応するため、各種研修を充実させるとともに、ジョブローテーション^{*}により意欲あふれる人材の育成を図る必要があります。
- ・公債費、扶助費等の義務的経費の増加は財政運営の硬直化を招くため、堅実な財政運営を行い、収支の均衡を保つ必要があります。
- 地方分権の推進・市民要望の多様化等に対応した事業を推進するため、より一層一般財源の確保に努め、財政の構造を弾力性のある状態に保つ必要があります。
- ・道路・橋梁、市営住宅等の公共施設の多くは、高度経済成長期に急速に整備が行われたため、老朽化が進んでおり、近い将来一斉に更新時期を迎えることとなり、維持、補修、改築等の費用が大幅に増大することが見込まれることから、財政負担を軽減するための取組が必要です。
- ・広域行政については、現在、新居浜市と西条市で広域行政圏協議会を設置し、共同事務を行っていますが、今後は、東予圏域での連携も視野に入れた取組が必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■新行政改革大綱実施計画の取組率	—	100%
■基本研修開催数・特別研修開催数	20回 (平成 21 年度)	23回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■行財政運営に対する市民満足度	7.3% (平成 20 年度)	12.0%
■仕事にやりがいや意欲を感じている職員の割合	81.2% (平成 20 年度)	100%
■市債残高(市民 1 人当たり)	859 億円(68 万円) (平成 21 年度)	720 億円(60 万円)

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
7-2-1	質の高い行政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・長期総合計画の策定 ・補助金公募制度の実施 ・10 力年実施計画の策定 ・事務事業評価(行政評価)の実施と新行政改革大綱の取組
7-2-2	組織の効率化と職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の推進 ・職員提案制度の推進 ・派遣等公募制度の実施 ・人事考課制度の充実と効果的運用
7-2-3	健全財政の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率の向上 ・資金運用の効率化 ・適正課税の推進
7-2-4	アセットマネジメントの推進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・各種施設の適正な維持、補修、改築
7-2-5	広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜・西条地区広域行政圏協議会の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	行政の質が高まったと実感できる市役所となる効果・効率的な行政運営システムの確立を目指します。
市民	事業の実施、評価の各段階における積極的な参画と、課題の共有に努めます。
事業者	広告事業への協力及び事業の実施、評価の各段階における積極的な参画と、課題の共有に努めます。

● 個別計画

- ・新行政改革大綱.....平成 23 年度策定予定
- ・新居浜市債権管理計画.....平成 22 年度策定

情報通信技術(ICT)の利活用と市民サービスの向上

望ましい姿 利便性が高く質の高い行政サービスを提供します

取組方針

- ①時代の変化に対応した窓口環境の改善整備と総合窓口システム（ワンストップサービス）を推進します。
 - ・多様な市民ニーズに対応したサービス時間の改善を図ります。
 - ・情報通信機能を活用すべく住民基本台帳カードの普及と市民サービスの向上を図るため住民基本台帳カードの多目的利用について検討します。
 - ・行政資料のホームページ上での閲覧に向け取り組みます。
 - ・市民の公金納付の利便性向上及び収納事務効率化のために、収納方法の多様化を図ります。
 - ・期日前投票所の適正な運営に必要なスペース、場所、人員配置等について検討し、増設が可能な環境・条件整備を進めます。
 - ・入札の公平性・透明性・安全性を高めるため、電子入札の範囲を拡大します。
 - ・住居表示実施地区の拡大について検討します。
- ②行政として、地域 WiMAX[※]の利活用（防災、消防、監視カメラ等）を図ります。また、災害・観光・市政情報では、地上デジタル放送のデータ放送、アナログ停波後のマルチメディア放送[※]、あるいはワンセグ放送[※]の利活用による、リアルタイムの情報提供を検討します。
- ③コンピュータウイルス等の情報収集に努め、有効な対応策を検討してシステム導入を行うとともに情報の漏洩を防ぎ、セキュリティ研修により職員の情報保護の意識を高めます。

現況と課題

- ・情報化社会の進展とともに市民サービスの向上及び事務の効率化のため、住基ネットシステムの稼働、個人情報保護対策、DVストーカー対策等に対する取組も実施してきたところですが、現在の窓口設備はその老朽化が著しく窓口環境の改善と多様な市民ニーズに対応すべき情報化への環境整備が必要となってきています。
総合案内については、市民からの問い合わせ内容が、多種多様にわたり、案内業務及び電話交換業務に支障をきたしています。
行政資料については、紙ベースでのみ閲覧可能なものが多く、電子化が求められています。
公金収納方法については、金融機関での窓口納付又は口座振替に限られています。市民の利便性向上と事務の効率化のために、収納方法の多様化を図る必要があります。
規制緩和及び選挙人への周知効果により、期日前投票の利用者が年々増加しています。一方で、投票所数が限られている上、スペースも手狭なことから混雑時の円滑な受付対応が求められています。
公共工事の競争性確保及び経費節減を図るため、入札契約事務の合理化及び一般競争入札の拡大が必要です。
地番で住居の所在地を特定することが困難な地区については、問題解消のため住居表示を実施することが必要です。
- ・情報通信技術が著しい進展を遂げており、有線・無線によるインターネット、地上デジタル・ワンセグ・マルチメディア放送等のインフラの整備とともに、有効活用が求められています。
- ・大量の個人情報収集、蓄積、利用されることから、個人のプライバシーが侵害される危険性をはらんでいます。情報の漏洩を防ぎ、セキュリティの確保を維持することが求められています。

● 活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■ 電子入札による契約の範囲	2千万円超の建設工事 (平成 22 年度)	全ての 建設工事
■ 超高速ブロードバンド*利用可能地域	92.9% (平成 21 年度)	100%
■ セキュリティ研修受講者数(累計)	958人 (平成 21 年度)	3,165人

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 行政サービスに対する市民満足度	15.6% (平成 20 年度)	25.0%
■ 建設工事の電子入札実施率	0% (平成 21 年度)	100%
■ ブロードバンド*・アクセス世帯普及率	35.0% (平成 21 年度)	60.0%
■ 情報漏洩事故件数	0件 (平成 21 年度)	0件

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
7-3-1	行政機能の向上	○ <ul style="list-style-type: none"> ・新電算システムの構築 ・住民基本台帳ネットワークシステムの整備 ・戸籍電算システムの管理運営 ・サービス日時の改善 ・電子入札の推進 ・住基カードの多目的利用システム導入の検討 ・窓口改修事業と総合窓口システム化(ワンストップサービス)の推進 ・住居表示実施地区拡大の検討
7-3-2	デジタル基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報基盤の整備
7-3-3	情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市民の利便性の向上のため、安全・安心な情報等システムの整備に努めます。
市民	システムの有効な利活用に努めます。
事業者	システム整備等利用拡大のサポートに努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市情報化基本計画平成 18 年度策定

新市建設計画の推進

望ましい姿 新市建設計画（後期計画）を着実に推進します

● 取組方針

①地域の発展と住民の福祉向上を図るため、林道網の整備、市道の整備、別子山診療所の運営などの事業を継続し、また、別子山地区の飲料水供給施設の整備、筏津山荘の改築、駅周辺の整備など完了していない事業については、適正な進捗管理を行い、新市建設計画（後期計画）を着実に推進します。

● 現況と課題

- ・平成 15 年の旧新居浜市と旧別子山村の合併を機に、速やかな一体化の促進、地域の発展及び住民福祉の向上を図るため、計画期間を平成 15 年度から平成 25 年度までの 11 カ年計画として、新市建設計画を策定しました。
- ・新市建設計画では、4 つの将来像
 - (1) 歴史・文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり（産業遺産群の保存活用、市道の整備、新居浜駅前土地区画整理事業など）
 - (2) 安心して、いきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり（別子山診療所の開設、防災行政無線の整備など）
 - (3) 文化と市民活動とが調和した集いと学習のまちづくり（別子山公民館の整備、小中学校の校舎改修など）
 - (4) 緑と水とをテーマにした循環と共生のまちづくり（林道網の整備など）
 を掲げ、魅力と活力に満ちたまちづくりを進めており、計画の着実な推進が求められています。

● 関連する基本計画

基本計画

1-1-2	地籍調査の推進
1-2-2	市域内幹線道路の整備
2-2-3	公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進
2-5-1	安心して安全な給水の確保
3-4-1	環境保全とふれあいの森林づくり
3-4-2	林業生産基盤の整備
3-6-2	近代化産業遺産を活用した観光の振興
3-7-1	公共交通の拡充整備
4-1-6	救急体制の維持・強化と地域医療の確保
4-5-1	住み慣れた地域での生活支援
6-1-3	防災体制の強化
6-2-4	消防団の活性化
7-2-4	アセットマネジメントの推進



▲地域バス「花ぐるま」



▲四通橋と第四通洞



▲アケボノツツジ